公

右 右

大規模小売店舗の新設に関する届出.

同法第十条第二項の規定による公告.....

同......

同同同

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告.....

文県

:

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

建設業者の許可の取消し...... 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要......

土地改良区の役員の退任......

土地改良区の役員の就任及び退任.....

土地改良区の役員の住所変更

県中

同同民物

: :

+ +

出

先機 関

第二千七百三十四号

平成十九年 (金曜日)

青森県告示第四十六号

第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したの 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第一項の規定により、 同法

で、結核予防法施行令 (昭和二十六年政令第百四十二号) 第二条の五第一項の規定に

より告示する。

平成十九年一月二十六日

特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生.....

改団

以 善 課) :: (本経営) ::

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.

結核予防法による医療機関の指定.....

(保健衛生課) ...

告

示

目

次

青森県知事

Ξ

村

申

吾

ニックとやもり内科小児科クリ	名称
五所川原市	所
原市金木町沢部四六八の	在
八の一	地
平成元・一二五	指定年月日

青森県告示第四十七号

(経営支援課) ...

同

: : :

Ŧi. 껃 \equiv

四十二号) 第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。 指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第四項の規定により、次の

平成十九年一月二十六日

:

青森県知事 Ξ 村 申

吾

都谷森小児科医院	名	
五所川原市字	所	
字上平井町七六	在	
	地	
平成元・一・九	年指 月辞 日退	

(整備事務所) :

道路の位置の指定...

示

青森県告示第四十八号

兀

主たる事務所の所在地

博子

五

定款に記載された目的

弘前市大字岩賀一丁目三の三

件に適合すると認めたので、 り次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百五条の二 同条第四項の規定により公示する。 |第一項の規定によ

平成十九年一月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

•					
	作	源	本	坂	三戸君降上町大字道化字大蛟二三の二
	B	Ŧ		ţ	
階上加入区	カ	il]	F	反	三戸郡階上町大字道仏字浜久保二〇
加入区の名称				(全	発起人の住所及び氏名
]					

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十九年一月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成十八年十二月二十八日

特定非営利活動法人しごと創造サポート青森

Ξ 代表者の氏名

Iţ

この法人は、若年者及び女性が企業で意欲的に働くことのできる人間力を身につ 自立した職業人生を歩めるようサポートすること、さらにはそのことにより地

域経済の活性化と雇用創出に寄与することを目的とする。

規定による公告 特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款

平成十九年一月二十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

申請のあった年月日

平成十九年一月十日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北通りNPO

Ξ 代表者の氏名

信雄

主たる事務所の所在地

兀

卜北郡大間町大字奥戸字向町三三

五 定款に記載された目的

もって地域福祉の向上と社会全体の利益に寄与することを目的とする。 が交流を持ちながら、自然との調和を図り、住みよい街づくりに関する事業を行い この法人は、高齢者及び身体障害者並びに子供たちに対して、わけ隔てなく生活 自然とのふれあいの場を提供し、豊かな人間形成に役立て、すべての年代

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

兀

により次のとおり公告する。 変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

規定による公告

平成十九年一月二十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

申請に係る特定非営利活動法人の名称

平成十九年一月十二日 申請のあった年月日

特定非営利活動法人さわやかネット

代表者の氏名 志朗

主たる事務所の所在地

八戸市城下一丁目一二の二

定款に記載された目的

五

この法人は、障害者、高齢者及びその家族の人たちに対して、日常生活の支援に

関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の

規定による公告

変更認証の申請があったので、 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四項の規定による定款 同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定

平成十九年一月二十六日

により次のとおり公告する。

Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名称 平成十九年一月十二日

(

青森県知事

特定非営利活動法人あいゆう

Ξ 代表者の氏名

大谷 圭子

兀 主たる事務所の所在地

北津軽郡板柳町大字館野越字早稲田五四の二

五 定款に記載された目的

びに生活を楽しみ、生きがいを見出すことにつながる活動を行い、障がい者があら することを目的とする。 いて人権が尊重され、活動ができる社会を目指すことによって、福祉の向上に寄与 ゆる分野において自由な社会参加ができ、そしてライフステージの全ての段階にお この法人は、在宅で生活する障がい者の方々に対して、就労する上での支援、並

大規模小売店舗の新設に関する届出

告する。 模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規

平成十九年一月二十六日

大規模小売店舗の名称及び所在地

青森県知事

Ξ

村

申

吾

薬王堂弘前安原店

弘前市大字泉野五丁目五の一外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社東日本不動産

_

弘前市大字南大町一丁目一の一

代表取締役 秋元浩

Ξ

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五 株式会社薬王堂

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締役 西郷辰弘

兀 大規模小売店舗の新設をする日

(4) 五

平成十九年八月二十九日

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 五一六平方メートル

六

駐車場の位置及び収容台数

六〇台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

駐輪場の位置及び収容台数

2

五台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設の位置及び面積

3

二三二平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一一立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

七

開店時刻 午前九時 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後九時

報

1

県

森

3

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

青

4

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

1

2

期間

意見書の提出

+

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

3 時間

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

平成十八年十二月二十八日

九 届出書及び添付書類の縦覧

平成十九年一月二十六日から同年五月二十六日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成十九年五月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規 大規模小売店舗の新設に関する届出

告する。

平成十九年一月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂弘前若葉町店

弘前市大字清水一丁目二の一外

_ 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社あさひほうむ

弘前市大字早稲田二丁目二の五

代表取締役 葛西重明

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役 西郷辰弘

七

兀 平成十九年八月二十九日 大規模小売店舗の新設をする日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 五三六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

九一台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

一二台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

八一平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 一二立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置 午前八時三十分から午後九時まで

3

二か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

4

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年十二月二十八日

届出書及び添付書類の縦覧

九

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年一月二十六日から同年五月二十六日まで

3

時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあっては、その執務時間内とする。

+ 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成十九年五月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により市町

平成十九年一月二十六日

条第三項の規定により次のとおり公告する。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

ファッションセンター しまむら下長店

大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸市下長七丁目三の六外

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社しまむら

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目一九の四

代表取締役 野中正人

Ξ 八戸市の意見の概要

あり周辺道路への交通状況に与える影響が大きいと考えられることから、右折入庫 出入口 について、県道から右折入庫、県道へ右折出庫している来客用自動車が

兀 五 き事項について意見を有する者の意見の概要 及び右折出庫しないような措置をとること。 意見書の縦覧 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ 意見書の提出なし

場所

2 期間

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

3 時間

平成十九年一月二十六日から同年二月二十六日まで

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

県

報

森

平成十九年一月二十六日

青

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 三上木工店

氏名 三上 マツエ

Ξ 主たる営業所の所在地 弘前市大字八幡町三丁目五の一一

許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一三三九九号

兀

五

取消年月日 平成十八年十二月二十八日

取消しに係る建設業の許可

内装仕上、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 平成十八年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 取消しの原因となった事実

建設業者の許可の取消し

1)

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十九年一月二十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 東新開発

氏名 舘林

主たる営業所の所在地 八戸市大字妙字西平一〇の二

許可番号 青森県知事許可(般 <u>八</u> 第一二八三二号

兀 Ξ

五

取消年月日 平成十九年一月九日

取消しに係る建設業の許可

六 土木、とび・土工、石、管、 は装、 水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年十二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

る により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十九年一月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

物品等の名称及び数量

警察官冬帽子外 総数 四 五〇四点

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の

Ξ 契約の方法

平成十八年十一月十日 入札の公告を行った日

四 契約の相手方を決定した日 一般競争入札

契約の相手方の名称及び住所 平成十九年一月九日

五

青森市青柳二丁目六の一六

株式会社 横山商店

六

契約金額

三千四百六十八万二千九百七十円

七 契約の相手方を決定した手続

方としたものである。 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

出 先 機 関

土地改良区の役員の住所変更

の規定により公告する。 止堰土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があったので、同条第十七項 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、杭

平成十九年一月二十六日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

理	区役員
事	別の
対 馬	氏
允	名
弘前市大字鳥井野字長田八四の一新住所の一中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田八四旧住所	住
長田八四の一	所
平成八十二	年 月 日

	弘前市大字鼻和字岩井五二の一				
11	新住所中津軽郡岩木町大字鼻和字岩井五二の旧住所	寿光	本 田		″
"	弘前市大字鳥井野字長田一四〇 中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田一四旧住所	敏彦	対馬	事	監
"	弘前市大字鼻和字岩井二一五の二の二の二十字軽郡岩木町大字鼻和字岩井二一五日住所	耕作	前田田		"
11	弘前市大字植田字山下一四七中津軽郡岩木町大字植田字山下一四七旧住所	金蔵	_ 三 上		"
"	弘前市大字兼平字猿沢二三の八州は所が、一大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	分 栄 悦	渋谷		"
"	弘前市大字如来瀬字種本六一の一年軽郡岩木町大字如来瀬字種本六一日住所	木隆	佐 々 木		"

土地改良区の役員の就任及び退任

七項の規定により公告する。 止堰土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、杭

平成十九年一月二十六日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

名	
住	
所	
の 年 月 日就任及び退任	

区役 員 別の

氏

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、目

次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定

土地改良区の役員の退任

により公告する。 屋土地改良区から、

平成十九年一月二十六日

中南地域県民局長

天

童

"	"	監事	"	"	"	"	"	"	"	理事	"	"	監事	"	"	"	"	"	"	"	
石郷岡浩昭	本田	対馬	工藤	鳴 海	小島	前田	三上	渋谷	佐々木	対馬	石郷岡浩昭	本田	対馬	工藤	鳴海	神	鳴 海	三上	渋谷	佐々木	
浩昭	寿光	敏彦	豊次	清彦	守彦	耕 作	金蔵	栄悦	隆	允	浩昭	寿光	敏彦	豊次	清彦	金造	淳	金蔵	栄悦	隆	
" 大字前坂字船山八四の一	" 大字鼻和字岩井五二の一	" 大字鳥井野字長田一四〇	" 大字前坂字箱崎七の一	" 大字蒔苗字福岡一一	" 大字富栄字笹崎二四の二	" 大字鼻和字岩井二一五の二	" 大字植田字山下一四七	" 大字兼平字猿沢二三の八	" 大字如来瀬字種本六一の一	" 大字鳥井野字長田八四の一	" 大字前坂字船山八四の一	" 大字鼻和字岩井五二の一	" 大字鳥井野字長田一四〇	" 大字前坂字箱崎七の一	" 大字蒔苗字福岡一一	" 大字富栄字鳥羽四二	" 大字鼻和字岩井一〇八の三	" 大字植田字山下一四七	" 大字兼平字猿沢二三の八	" 大字如来瀬字種本六一の一	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	八

区役 員 別の 理 事 西沢 氏 名 豊 弘前市大字番館字長田七〇の 住 所 平成一个一0. 退任の年月日

十和田県土整備事務所告示第一号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、

月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。 次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二 なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、 十和田県土整備事務所及び

十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月二十六日

木西一六八の二十和田市大字三本木字並 位 置 七二・七〇メートル 延 長 六・〇〇メートル 幅 員 元平 ・ ・ 年指 月 日定 껃

十和田県土整備事務所長

小 田

部

幸

夫

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

毎週月・水・金曜日発行

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

光 宏

定価小口一枚二付十五円一銭